

第3期北海道雇用創出基本計画 平成27年度推進計画の概要について

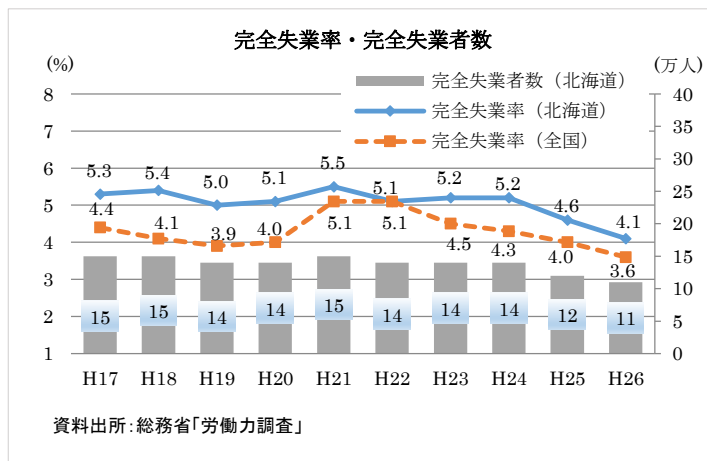
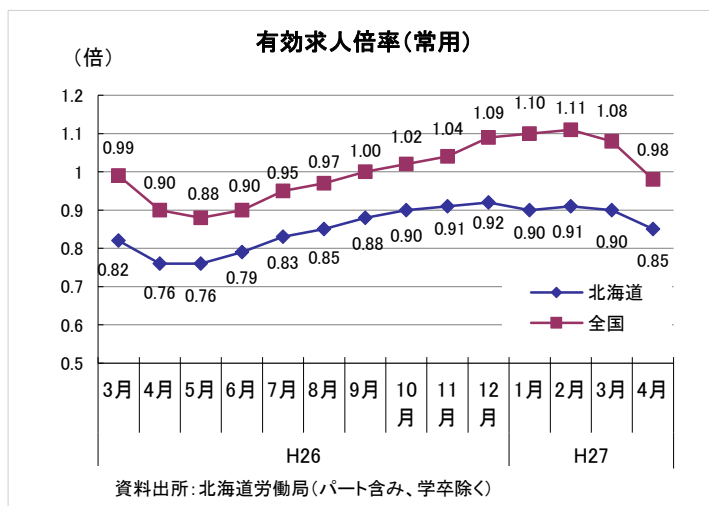
平成27年7月
経済部労働政策局雇用労政課

1. 平成27年度推進計画（案）の策定について

平成24年から平成27年の4年間で10万人の雇用創出を目指す、「第3期北海道雇用創出基本計画」の実効性を確保し、的確な施策展開を図るため、平成27年度における取組内容や具体的事業を取りまとめた推進計画を策定する。

2. 本道の雇用情勢について

- 全国的な雇用情勢の改善の動きと同様に本道の雇用情勢は改善しているものの、全国と比較すると有効求人倍率は低く、さらに若年者の完全失業率は、他の年齢層に比べ高い水準にあるなど、依然として厳しい状況が続いている。
- 福祉・介護や医療・看護、建設業のほか、宿泊・飲食のサービスなど幅広い分野において、雇用のミスマッチや職場定着が進まないことなどにより、人手不足の状態が続いている。



3. 雇用創出目標 25,500人

本道の雇用情勢は改善の動きが継続しているが、依然として道内には11万人の完全失業者が存在(平成26年)。このため道としては、4年間で10万人の雇用創出を目指す基本計画をベースに、北海道労働局との雇用対策協定による若年者就業支援などの実施や戦略産業雇用創造プロジェクトなど国の施策の活用により、平成27年度においては、25,500人の雇用創出を目標とする。

(参考) 雇用創出目標等の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	4年間で10万人				4年間で10万人			
目標	25,000	27,500	28,500	28,500	28,000	27,500	26,500	25,500
実績	24,432	26,603	28,073	28,995	28,860	27,561		

※雇用創出数については、「事業主を対象とした施策」の利用によって、新事業展開や事業拡大により「新たに雇用された者の数」及び「労働者個人を対象とした施策」の利用によって、セミナー・カウンセリングなどの就業支援により就職に結びついた者の数を集計しており、常用労働者を対象としている。

4. 平成 27 年度推進計画の取組について

- 「雇用のセーフティネットの整備」、「雇用の受け皿づくり」及び「就業の促進」を3つの柱として、産業施策と雇用対策の一体的な展開を図り、雇用の創出、維持・安定に取り組む。

【主な取組】

「雇用のセーフティネットの整備」

- 離職者に対する職業訓練の実施などにより早期の再就職を支援します。
- 東日本大震災の被災者に対する関係機関と連携した支援施策の情報提供に取り組みます。

「雇用の受け皿づくり」

- 安定的で良質な雇用の場の創出に向け、国の「戦略産業雇用創造プロジェクト」の活用によるものづくり産業や食関連産業の産業振興と雇用創出の一体的な取組を進めていきます。
- 農林水産業、商業、魅力ある観光地づくりなど地域における産業の活性化に取り組みます。
- 地域の様々な関係者と連携しながら、地域の雇用創出の取組を支援します。

「就業の促進」

- 北海道労働局との雇用対策協定に基づき、若年及び中高年層に対する就業支援の一体的な実施に取り組みます。
- 国の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用し、若年求職者をはじめとする地域の求職者のものづくり産業や食関連産業への就業支援に取り組みます。
- 非正規労働者の処遇改善など働きやすい職場づくりの促進や、北海道労働局と連携した障がい者の就業支援などを通じた多様な働き手の就業促進、地域産業を担う人材の育成に取り組みます。

5. 雇用創出関連事業 291事業

計画の推進に当たって、緊密に相互連携を図っている北海道経済産業局、北海道労働局の事業を含めて、雇用創出、維持・安定につながる事業を「雇用創出関連事業」として指定。

[所管別内訳]

北海道	252事業	(経済部 146事業、その他 106事業)
北海道経済産業局	9事業	
北海道労働局	30事業	

6. 計画の推進に当たって

- 道及び国、経済・労働団体、有識者等からなる「北海道雇用創出推進会議」や、(総合)振興局ごとに地域の関係機関で構成する「地域労働関係会議」を活用し、産業界、労働界、行政、有識者などとの横断的な連携・協働を図るとともに、地域における関係者の主体的な雇用確保の取組を支援。
- 平成24年12月4日に北海道と北海道労働局が締結した北海道雇用対策協定に基づき、北海道の雇用情勢の改善を目的として、相互に連携し、それぞれの施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的・一体的に実施。